

知財推進計画の項目	評価	コメント
第1章 創造分野	(優)、(良)、(可)、×(不可)	
1. 知的財産の創造を推進する		
(1) 知的財産の創造基盤を整備する		2003年度中に、研究人材流動化計画の取組状況を公表するなど、迅速で前向きな対応姿勢と取組内容が高く評価できる。民間において、ポスドクなどの若手研究者の採用を活発化するためには、専門性を活かした多様なキャリアパスへの関心を高めるとともに、それに向けた自主的な自己啓発活動を支援することが必要であろう。
(2) 大学等における知的財産の創造を推進する		大学において創造された知的財産が産業界に円滑に移転されるためには、市場原理に則った形で技術移転が推進されることが望まれる。このためにはこれまでのTLOの経験が活かされる施策となることを期待したい。論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの運用開始を2005年度と目標を明示した点は大いに評価する。次は、中小企業、ベンチャー企業にも統合検索システムを開放して欲しい。日本の研究開発力が格段に向上する素晴らしい施策となると期待する。
(3) 大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造を推進する		職務発明規定の議論を早期に行い、2004年通常国会に法案提出する積極的な姿勢を評価する。是非、35条の規定は廃止し、自由契約としていただきたい。知的財産を研究費申請や業績の評価指標として定着させる試みは重要であり、高く評価する。発明の帰属ルールなどを研究者に明確にして、特許出願をためらうことがないように努めて欲しい。グレースピリオドについては、研究者のカルチャーと特許出願の両立を図るため、猶予期間を6月から12月へ延長し、特許庁長官指定団体での発表に限らず認めるべきではないか。
第2章 保護分野		
. 知的財産の保護の強化		
1. 特許審査を迅速化する		
(1) 特許審査迅速化法(仮称)を制定する		世界最高レベルの迅速な審査の実現を期待する。特許庁は審査期間短縮を図るため必死に努力を行ったが、大量の審査未着手案件(滞貨)を解消することは困難であった。これからは特許庁だけに責めを負わず、明確な目標と達成時期を定め、特許審査迅速化法(仮称)を制定し、国をあげて取り組むことが必要である。滞貨処理対策で大量の知財専門人材を育成する案は、短期的には技術者の雇用対策、長期的には知識経済社会に移行促進を図る効果もあり画期的である。

知財推進計画の項目	評価	コメント
(2) 先行技術調査機関を育成し、その活用を図る		評価する。特に、更なる効率化を進める観点から、指定調査機関への新規参入の環境整備等の検討を、2003年度末までに結論をする姿勢に期待する。是非、先行技術調査機関には、技術の素養のある者、未就業者者などのうち、若い人材の大量採用を期待する。この施策も、雇用対策と知識経済社会への移行の推進剤となるであろう。
(3) 出願・審査請求構造改革を推進する		審査請求料金とサーチ環境のバランスの検討に期待する。国民に的確なサーチツールを与えず、審査請求案件を厳選せよというのは無理である。また、実質的に手続きが困難な「料金減免措置」をユーザーフレンドリーに改善されることを期待する。特許庁は、審査請求料の返還制度を広く国民に知らせ適正に運用されたい。
2. 出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する		
(1) ニーズに応じた審査時期を担保する	×	「権利確定を遅くできる制度」は資本力のある大企業に有利に働くので反対である。これは他社の製品を侵害品とするように、自社の特許の範囲を変更する制度として使われるからである。「機会均等であるば平等」という意見もあるが、所詮、資本力に依存しているから不平等である。突然、予期できない特許請求の範囲の特許が成立することは、サブマリン特許と同じである。これでは、安心して起業することができない。中小企業、ベンチャー企業の芽を摘む制度は導入すべきでない。他方、早期審査を実施するのであれば、要件を全て撤廃し、意思の確認のみで十分ではないか。さらに、第三者も行えるようにしたらよい。現行の特許法の規定では、審査請求の順番を前倒しにできるのは「優先審査」の場合のみであろう。早期審査は違法という意見もある。まして、審査を遅くする規定は見当たらない。したがって、特許庁は法を遵守し、審査請求順に全案件を迅速に審査することを期待する。アカウントビリティを有する特許制度とされたい。
(2) 出願人との意思疎通を密にする		巡回審査は、最初に県を決めてから対象出願を選択しているようである。突然、特許庁から「今年の巡回審査は 県ですので御社は希望されますか。 月 ~ 日に開催されます」と連絡が来るのが実体である。開催地と日にちを固定するのは不合理であろう。これでは、出願人の希望に沿うことは難しいのではないかと。出願人に広く希望を聞く施策が必要である。
(3) 先端技術分野や国際出願に重点を置き、審査体制を強化する		賛成である。
(4) 料金の電子納付を推進する等、利用者の利便性を向上させる		ヨーロッパ特許庁、韓国では既に実施されているネットバンキングを用いた手数料の振り込みなどを、早期に実現して欲しい。

知財推進計画の項目	評価	コメント
3. 知的財産の保護制度を強化する		
(1) 医療関連行為の特許保護の在り方を検討する		医療技術の進歩を促進することは、日本国民の保健医療の向上に資するものと考え。医師の医行為に十分配慮しつつ、2004年度中の早い時期に結論を出すことに賛成する。
(2) 実用新案制度を見直す		現在の実用新案と、早期審査の特許は、両者とも6月程度で権利設定されると聞いている。是非、実用新案制度の特徴を出す法改正とされたい。
(3) デザイン保護のために意匠制度を整備する		ネットワーク上で利用されるデザイン等の意匠の新保護対象の検討を2003年度中に結論を出す姿勢は素晴らしい。
(4) ブランド保護のために商標制度を整備する		魅力あるブランドを活用した具体的方策について、商標制度のあり方を含めて結論を出す施策を高く評価する。2004年度までに結論を得られたらもっと素晴らしい。
(5) 営業秘密等の保護を強化する		金型図面、医薬品の試験データの保護強化など、全て賛成する。早期実現を期待する。
(6) 植物新品種の保護を強化する		農家に許されている自家増殖の範囲のあり方など、2003年度以降検討するとなっているが、なるべく早期に結論を出してほしい。
(7) 損害賠償制度を強化する		権利者が適正に救済されず、侵害し得の状況では、知的創造立国は成立しない。是非、抑止力が働く、分かりやすい法規を期待する。キセル違反と同様、3倍賠償がルールとして明確ではないか。
(8) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す		2004年度末までに結論を出す姿勢を高く評価する。
4. 紛争処理機能を強化する		
(1) 知的財産高等裁判所の創設を図る		60年ぶりの高裁創設であり、知財改革のシンボルとなるであろう。世界に向け、日本が知財立国を始動したことをPRできる。世界に誇れる知財高裁となるよう今後の大胆な制度設計に期待する。司法機能の充実は、日本が「規制型社会」から、「紛争処理型社会」に移行する流れから必然である。裁判所法83条に裁判所予算の独立性が規定され、財政法19条が国会、裁判所、会計検査院の予算減額への特別規定が規定されているとおり、知財高等裁判所の設置については、必要性の観点のみから検討すべきである。
(2) 知的財産訴訟における専門的知見の充実を図る		世界一の科学技術を支える、公正な知財司法制度を構築されたい。

知財推進計画の項目	評価	コメント
(3) 証拠収集手続を拡充する		2004年度末までに結論を出す姿勢を高く評価する。
(4) 特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する		ユーザーである国民は、紛争の早期解決を望んでいる。司法と行政の複雑なキャッチボールで国民は経済的な打撃を受けている。是非、ニーズにあった司法、行政に変革されたい。古くなった裁判と審判の仕組みを改善し、重複、やり直しの手続きを合理化されたい。紛争の一回的解決を希望する。
(5) 裁判外紛争処理を充実する		早期の実現を期待する。
5. 国際的な知的財産の保護及び協力を推進する		
(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する		各国特許庁の審査のワークロードの負担解消のためにも、日本がこの施策をリードされることを期待する。
(2) 国際的な著作権制度の調和を推進する		是非、継続して積極的に取り組んでいただきたい。
(3) デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する		是非、継続して積極的に取り組んでいただきたい。
(4) 商標の国際登録制度の利用を促進する		是非、継続して積極的に取り組んでいただきたい。
(5) 植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進する		相互認証の実現を期待する。アジア地域への支援、研修も大賛成である。
(6) 国際的な紛争処理に係るルールの整備を促進する		一触即発の事態になる日も近いと考える。是非、迅速に結論を得よう日本がリードすることを期待する。
. 模倣品・海賊版対策		
1. 外国市場対策を強化する		
(1) 我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する		日本企業が待ち望んでいる施策である。これからも、前向きに積極的に実施して欲しい。
(2) 官民の連携を強化する		これからも官庁間の連絡を密にして、日本の国益を守るため前向きに実行されることを期待している。
2. 水際及び国内での取締りを強化する		
(1) 知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する		2004年度の早期に結論を出す姿勢を高く評価する。
(2) 効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う		是非、ユーザーフレンドリーな制度としていただきたい。

知財推進計画の項目		評価	コメント
	(3)水際で当事者の主張を 基にした迅速な侵害判断が できる仕組みを早期構築する		輸入業者名の開示制度導入は評価するもの の、日本企業保有の知的財産権の権利侵害品 放置国家に対するODA支援の見直しを盛り込 まなかったこと、水際対策への強力の体制整備 の方向性が不透明である。
	(4)インターネットを利用した 侵害への取締りを強化する		早期の実現を期待する。
	(5)国民への啓発活動を強 化する		国民の意識改革が最重要である。早期の実現 を期待する。
3. 官民の体制を強化する			
	(1)政府の体制を強化する		早期の実現を期待する。
	(2)民間企業の体制を強化 する		是非、ユーザーフレンドリーな制度としていた だきたい。
第3章 活用分野			
1. 知的財産の戦略的活用を支援する			
	(1)知的財産重視の経営戦 略を推進する		分かりやすい推進策を期待する。
	(2)知的財産の情報開示を 促進する		開示されたデータが有効に活用されるシステム の構築も期待する。
	(3)知的財産戦略指標を策 定するためのガイドラインを 作成する		知財経営手法のお手本が見えるガイドラインを 期待している。
	(4)知的財産の価値評価手 法を確立する		価値評価手法の確立を、日本経済の回復の契 機になることを期待する。
	(5)知的財産の管理及び流 動化の促進に向けて信託制 度等を活用する		早期の実施を期待する。
2. 国際標準化活動を支援する			
	(1)戦略的国際標準化活動 を強化する		是非、実現して欲しい。研究開発プロセスと特 許権利化プロセスに時差があるため、両者の利 害調整とコミュニケーションを図るため、研究機 関、省庁というタテ割りの組織に横串となり、特 許化も視野に入れて行動できるコーディネー ターの確保が必要である。標準化機関へのアド バイザー制度を設置してはどうか。これは標準 化機関同士の風通しをよくするための制度でも ある。財政的な支援が必要である。

知財推進計画の項目	評価	コメント
(2) 民間の標準化活動を促進する		標準化機関の会費は安くない。一説には、通信関連の標準化機関の年会費は200万円を下らないという。企業は、複数の標準化団体に参加しているが、この分野とて経費節減から無縁でいられない。つまり、これは、個々の企業においては、事業計画によって特定の標準化機関への参加・不参加を決めることになることを意味している。このような実態を踏まえ、特に国際標準化機関に日本の発言が、「長期的」かつ「戦略的」に発信されるような制度設計とされたい。
(3) 技術標準に資する特許集積(パテントプール)を支援する		パテントプールは、特許が持つ限界を超えて、技術の普及や標準化などの可能性を広げるものと考えられ、これについて検討をすることは重要であり、評価できる。ただし、パテントプールといっても、様々な形態が考えられ、検討にあたっては、それらを一律に議論しないように留意する必要がある。
3. 知的財産活用環境を整備する		
(1) 知的財産権のライセンスを安定強化する		倒産時等におけるライセンスの第三者対抗要件制度の検討も早期法改正を期待する。
(2) 知的財産関連情報へのアクセスの利便性を向上する		最近、IPDLのアクセス状況がより向上し、特許庁が保有する官製情報の提供を期待する。審査官のサーチツールを公開すれば、技術開発はもちろん、不要な出願や審査請求を阻止することができる。滞貨処理に有効であるから、是非、全面開放していただきたい。
(3) 知的財産を活用したビジネスを振興する		的確な実施を期待する。
(4) 実施許諾の意思を登録する制度(License of Right)を導入する		「実施許諾の用意がある旨」を特許公報に表示することに比べ、ネット検索できるように登録制度を導入することは時代の要請に適合している。早期の実施を期待する。
(5) 知的財産の円滑な利用を促進する		早期の実施を期待する。
(6) 知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化		早期の実施を期待する。
(7) 租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進		早期の実施を期待する。
第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大		
1. 魅力あるコンテンツを創造する		
(1) 人材を育成する		日本ではコンテンツ産業に従事する人材に対する評価が低かった。是非、早期に実現されたい。

知財推進計画の項目		評価	コメント
	(2) 資金調達手段を多様化し、各種支援を行う		才能のある創作者を支援する制度が必要だった。期待している。
	(3) 環境を整備する		日本のコンテンツを世界に広め、日本という国家のイメージアップを図って戴きたい。
2. 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う			
	(1) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する		支分権が発達したため、コンテンツにより保護に差が生じている現行著作権法の弱点を見直し、21世紀型の著作権法を目指していただきたい。
	(2) 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する		早期の実施を期待する。
	(3) 国際的な著作権制度の調和を推進する		上記のとおり
	(4) 海賊版対策を強化する		上記のとおり
	(5) 著作権教育の充実と啓発活動の強化を図る		上記のとおり
	(6) 著作権法を簡素化する		分かりにくい法律は国民の迷惑であり、政府の怠慢である。簡素化の発想は素晴らしい。早期の実現を期待する。特許法なども検討して欲しい。
3. 流通を促進する			
	(1) 新たな流通経路の確立により市場を拡大する		きめ細かい施策を期待する。
	(2) 流通促進のための環境を整備する		全ての施策に賛成する。コンテンツ業界の発展のため、早期の実施を期待する。
4. 施策の実施			早期の実施を期待する。
第5章 人材の育成と国民意識の向上			
1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する			
	(1) 専門人材を育成する	×	知財法を司法試験の選択科目にすることを、2005年度中に検討するのでは絶望的に遅い。大学関係者の話でも、再来年にも知財ロースクールを創設したい者が多いので、是非、「2003年度中に決定する」として欲しい。これを決めないと、知財ロースクール構想が進まない。
	(2) 知的財産に関する大学院、学部、学科の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとする		全ての施策に賛成する。人材育成が全ての施策の要である。知的財産立国で働く者を想定し、固定観念で排除することなく、前向きに人材育成を行われたい。社会人教育のためには夜間の開講が必須であり、政府は強力に支援すべきである。
	(3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する		早期の実施を期待する。
2. 国民の知的財産意識を向上させる			

知財推進計画の項目	評価	コメント
	(1)「知的財産権」「産業財産権」へ用語を統一する	早期の実施を期待する。
	(2)啓発活動を強化する	早期の実施を期待する。